

令和6年度 高齢者世帯リフォーム支援事業

【申請受付】

令和6年7月16日（火）～令和6年8月30日（金）

※予算の上限に達し次第、募集を締め切らせていただきます。

【助成対象者】

以下*すべてに該当する方。

- *別府市に住所を有し、かつ居住している65歳以上の高齢者がいる世帯であること。
- *市税を完納している世帯であること。
- *世帯員全員の前年の所得総額が350万円未満であること。
(世帯員に18～64歳の人がいる場合の収入においては、公的年金等を除く)
- *過去に国及び地方公共団体から住宅の改修に伴う補助金の交付を受けていないこと。

【住宅要件】

高齢者世帯が居住している住宅

※住宅所有者の同意が必要

※国、県、または市町村が所有する住宅は対象外

【対象工事】

高齢者用の居室（寝室等）の増築及び内装改修、バリアフリー改修工事等

(30万円未満の工事は対象外)

【補助金額】

補助対象工事費の20%（上限30万円）

※介護保険の住宅改修を併用する場合は、補助対象工事費から介護保険住宅改修費を除外して計算する。(除外後の補助対象工事費が30万円以上であること)

【施行者要件】

以下のいずれかに該当すること。

- ・別府市内に主たる事業所（本店）を有する法人
- ・別府市に住民票がある個人

【手続きについて】

①申請受付

- 申請一式
- ・ 申請書（様式第1号）
 - ・ 市税完納証明書（世帯全員分）※市役所 GF(市民税課)にて
 - ・ 登記事項証明書(建物についてのみ)※市役所 GF（大分法務局）にて
 - ・ 平面図（現況・完成後がわかるもの）
 - ・ 改修前の写真（改修予定箇所毎2枚1組、日付け入り）
 - ・ 工事内訳書（見積書）
 - ・ 持家以外の場合は住宅所有者の承諾書（様式第2号）

②現地確認

（工事内容が申請者の為の工事が調査いたします。）

③交付決定の通知

④工事着手（※交付決定が出るまでは工事に入らないでください。）

⑤工事完了

- ・ 完了報告書
- ・ 改修工事に係る工事代金の領収書の写し
- ・ 施行状況及び完了後の写真（改修箇所毎2枚1組、日付け入り）

【その他】

- ◆昭和56年5月以前に建てられた木造住宅について、本事業を利用し工事を行う場合は、「耐震アドバイザー派遣制度」を利用する必要があります。
- ◆未着工の工事に限ります。
- ◆大分県在宅高齢者・障害者住宅改造助成事業との併用は不可です。
- ◆新築工事は対象外です。
- ◆公営住宅は対象外です。
- ◆母屋以外の離れ等付属棟の工事は対象外です。
- ◆補助金の交付申請は、同一住宅・同一世帯について1回限りです。
- ◆店舗等の用途を兼ねる場合は、その用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものを含まず。
- ◆申請状況により、予告なく募集を締め切る場合があります。

別府市役所 高齢者福祉課
TEL 0977-21-1442